

議案第86号

大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一
部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月28日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「支払い」を「支払」に改め、同条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条の見出し中「支払い」を「支払」に改め、同条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

第9条及び第11条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。